

施設入所中の方に支給する「特定障害者特別給付費」の認定誤りについて（全区点検結果）

1 概要

平成 29 年 3 月 31 日に都筑区高齢・障害支援課、健康福祉局障害企画課が公表した「施設入所中の方に支給する『特定障害者特別給付費』の認定誤りについて」を受けて、同様の案件の有無を都筑区以外の 17 区で点検したところ、16 区において本来の補足給付支給額と異なる金額で認定していた事例があることが判明しました。今後、対象者に個別説明を行い、精算手続きを進めます。

【参考：都筑区記者発表資料（平成 29 年 3 月 31 日発表）の概要】

特定障害者特別給付費（以下「補足給付」という。）は、低所得者が指定障害者支援施設等に入所した場合、生活費等手元に一定額が残るよう、居住費や食費の実費負担を軽減するために支給する制度です。（障害者総合支援法第34条）補足給付は、個別の障害者の年金等の収入額や租税・社会保険料の経費を基に算定していますが、今回その算定に際し、収入額や必要経費の認定を誤り、本来の補足給付支給額と異なる金額で認定していた方が都筑区で24名いることが判明しました。

2 経過

平成 29 年 2 月 28 日 都筑区で認定誤りの 1 名が判明
 平成 29 年 3 月 14 日まで 都筑区で誤りの数が 24 名と判明
 平成 29 年 3 月 27 日 都筑区の報告を踏まえ、健康福祉局から各区へ点検依頼
 平成 29 年 3 月 31 日 都筑区の認定誤りについて記者発表
 平成 29 年 6 月 26 日まで 市内全区での点検終了

3 点検結果

- (1) 点検対象期間 平成 23 年 4 月～平成 29 年 5 月
 (2) 点検対象者 低所得区分等の施設入所者 2,032 名
 (3) 誤って認定していた人数 337 名（都筑区が前回発表した 24 名を含む）
 ア 給付が少なかった方：対象者数 194 名（※1）
 総 額 4,183,419 円（1 人当り 124 円 ～ 231,642 円）
 精算額 4,183,419 円（1 人当り 124 円 ～ 231,642 円）
 イ 給付が過大だった方：対象者数 182 名（※1）
 総 額 16,462,269 円（1 人当り 182 円 ～ 1,054,577 円）
 精算額 14,571,362 円（1 人当り 61 円 ～ 1,054,577 円）
 時効成立分 1,890,907 円（1 人当り 150 円 ～ 463,295 円）

※1 ア、イのどちらにも該当する期間があった対象者（39 名）については、それぞれに計上しています。

(4) 各区の誤認定者数

鶴見区	19 名	神奈川区	28 名	西区	0 名
中区	20 名	南区	11 名	港南区	12 名
保土ヶ谷区	24 名	旭区	21 名	磯子区	30 名
金沢区	17 名	港北区	15 名	緑区	54 名
青葉区	2 名	都筑区（前回発表）	24 名	泉区	15 名
栄区	15 名	戸塚区	16 名	瀬谷区	14 名

裏面あり

4 原因

原因については、以下のものが考えられます。（重複あり）

(1) 申告書の障害年金額について	
①前年度までの金額を入力してしまったもの。	53名
②ゼロの金額を入力してしまったもの。	12名
③申告書に記載されている金額をそのまま入力したが、申告書のコピー金額が誤っていたもの。	24名
④申告書に記載されている金額を誤って入力したもの。	26名
(2) 申告書の収入・社会保険料等について	
①前年度までの社会保険料額を入力してしまったもの。	16名
②添付資料の確認が不十分なため、収入額や社会保険料額を誤って入力していたもの。	72名
③申告書に記載されている金額を誤って入力したもの。	78名
(3) 「その他生活費の額(※2)」の認定ミスによるもの。	115名
(4) その他のミス	26名

※2「その他生活費の額」：補足給付の算定の際に定額控除される金額で、その額は年齢や障害基礎年金等級等によって区分されます。

5 今後の対応

誤認定が判明した 337 名の方に対しては、誤りの発生原因、金額等について御連絡と謝罪をいたします。その上で、給付が少なかった方については追加給付を行い、過大だった方については、時効の成立している期間の金額(※3)を除き、返還請求を行うこととなります。なお、返還請求にあたっては、お一人お一人の状況を考慮の上、柔軟に対応いたします。

※3 時効の考え方について：給付が過大だった方に対して返還請求を行う場合の時効は、地方自治法の規定に基づき、支払いがあった時期から 5 年間です。

6 再発防止策

- (1) 認定誤りの原因分析を踏まえ、ミスが生じやすい項目の留意点をまとめるなど、マニュアルを改訂します。
- (2) (1) で作成したマニュアル等を基に、改めて担当者に対する研修を行い、制度の理解と正確な事務処理を徹底します。併せて、健康福祉局が行う区事務監査においても、事務処理について確認を行います。
- (3) システム入力を行った際は入力内容について印刷し、添付資料と申請書と併せて決裁を行うことで複数の視点による確認を徹底します。
- (4) 特にミスが多かった「その他生活費の額」の入力項目等について、入力誤りを防ぐためのシステム改修を検討します。

お問合せ先			
健康福祉局	障害企画課長	山田 洋	Tel 045-671-3569

資料別紙

【参 考】

○ 補足給付の算定方法

【例 1】 30 歳で、障害基礎年金 1 級（972,064 円）、作業工賃収入 12,000 円、親からの仕送り 100,000 円、社会保険料 24,000 円の利用者の場合（金額は全て年額）

$$(972,064 + 12,000 + 100,000 - 24,000) = 1,060,064 \text{ 円} \quad \dots \text{認定収入額}(\ast A)$$

$$(A - 12,000) \div 12 \text{ か月} \doteq 87,339 \text{ 円} \quad \dots \text{控除後認定収入額}(\ast B)$$

B > 66,667 円であるため、負担限度額(\ast C)は

$$(66,667 - 28,000 \text{ 【その他生活費 } \ast D \text{】}) + (B - 66,667) \times 0.5 = 49,003 \text{ 円} \dots (C)$$

$$\text{補足給付額} = (53,500 \text{ 【基準額 } \ast E \text{】} - C) \div 30.4 \doteq \underline{148 \text{ 円} / \text{日}} \quad (1 \text{ 円未満切上げ})$$

※A 認定収入額	就労収入（工賃等）と年金・手当等収入、その他の収入から必要経費（租税・社会保険料）を控除した額。
※B 控除後認定収入額	認定収入額（※A）から 24,000 円までの就労収入額全額、及び 24,000 円を超えた部分の 30%を差し引いた額
※C 負担限度額	負担が可能な額。
※D その他生活費	利用者の手元に残る一定額のこと。金額は別表①参照。
※E 補足給付を支給するための基準額	53,500 円（全国平均額） ※平成 27 年 3 月以前は 58,000 円

(別表① その他生活費)

年 齢	障害基礎年金 1 級	障害基礎年金 1 級以外
20～59 歳	2 万 8 千円	2 万 5 千円
60～64 歳	2 万 8 千円	
65 歳以上	3 万円	
65 歳以上で、次の利用者： ○施設入所支援+生活介護 ○療養介護	2 万 8 千円	

【例 2】 65 歳で障害基礎年金 2 級（777,664 円）、作業工賃収入 100,000 円、社会保険料 16,000 円の利用者の場合

$$(777,664 + 100,000 - 16,000) = 861,664 \text{ 円} \quad \dots \text{認定収入額}(\ast A)$$

$$(A - 100,000) \div 12 \text{ か月} \doteq 63,472 \text{ 円} \quad \dots \text{控除後認定収入額}(\ast B)$$

B ≤ 66,667 円であるため、負担限度額(\ast C)は

$$(B - 30,000 \text{ 【その他生活費 } \ast D \text{】}) = 33,472 \text{ 円} \dots (C)$$

$$\text{補足給付額} = (53,500 \text{ 【基準額 } \ast E \text{】} - C) \div 30.4 \doteq \underline{659 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満切上げ})$$

【例 3】 生活保護受給者の場合

$$\text{補足給付額} = (53,500 \text{ 【基準額 } \ast E \text{】}) \div 30.4 \doteq \underline{1,760 \text{ 円}} \quad (\text{定額})$$